

○福岡県警察証拠物件等取扱・保管要領の制定について（概要）

（平成9年福岡県警察本部内訓第26号）

この内訓は、証拠物件等の適正な管理を図るため、その取扱い及び保管に関し必要な事項を定めるものである。

主な内容として、

- 管理体制
- 証拠物件の取扱い
- 証拠物件の引継ぎに伴う措置
- 証拠物件の保管
- 証拠物件の出納
- 証拠物件の点検

などの項目からなっている。